

明 る い 郷 土

住みよい高萩

市 報
たかはぎ

才 32 号

5月15日発行

發行 高萩市役所
編集 總務課
印刷 藤枝印刷所

優良納税者を表彰

昭和十二年度において納税成績が優秀と認められた左記十五組合と三年以上引き続き納税組合長としてよく組合員を指導育成しその成績優秀と認められた六名に對して五月十日研修会館において厳粛裡に表彰式が舉行された表彰を受けた組合と組合長は左のとおりであつた。

下君田大川 納税組合
上君田田の草 納税組合
鳥曾根 納税組合
横川下 納税組合
上手綱杉内 納税組合
△個人の部
島名上島納税組合長

高萩南町才二	佐藤 淺雄
高萩仲の町納稅組	加藤庄太郎
安良川商榮納稅組	下村 欽一
安良川横町納稅組	沼野 義才
元高萩陸納稅組	大山 一郎
横山	正平

輝氏、鈴木重忠氏並びに農
業会議委員に吉田秀吉氏が
互選された。

農業委員

住所	氏名	選挙区
下島綱手	下山田 夫	選別選
上石綱手	大高山 正七郎	選別選
上石綱手	鈴木木 平	選別選
安長川松本	佐山 栄三郎	選別選

高	秋	島	高	島
戸井坂	山弓野	名小峰	戸吉田	高
辰夫	仁	威夫	秀吉	好之
松農協	高農協	選任市長議會	議	會

新らしい農業委員決る

た者は左記の通りである。
尙、五月六日才一回農業委員
員会を開催して会長に小格
威夫氏、会長代理に大都市

[illegible]

新任御挨拶

教育長 下山田 尙方

います。何卒、皆様の厚い御指導を御願致します。右御挨拶旁々御願申し上げます。

虫 苗
共 代
同 の
防 病
除 害

昔から「苗代半作」と申され
れますように、苗の良し、
悪しが直接収量に大きな影
響を与えております。
良い苗を造るのには苗代期
におけるウンカを初めとする
その他の病害虫から苗を守
らなければなりません。
今年もよい苗を造るために
市では才一回を五月十九日
より二十二日迄、才二回を

5. 周囲の状況に絶えず注意して散布するにもまたる事情があるのを、使用に際しては以上の事がらを注意するのと共に、使用後に衣服、機械、器具、空容器等の処置についても、法律で規定されているから空びん、空袋等を勝手に捨てることのないよう、また個人の買受、使用所持或は貯蔵等は厳に禁止されておらず、充分注意して間違いないのよい、意して間違いないのよい、たしませよ。



優良納稅者表彰式

△納税組合の部

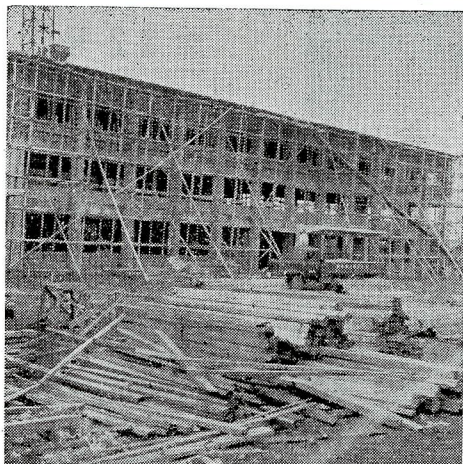
高萩北町才一	納税組合
高萩北町才一	納税組合
高萩北町才一	納税組合
高萩小樺町	納税組合
安良川才六	納税組合
石瀧三夜譚	納税組合
鳥名才三北	納税組合
高戸北城東	納税組合
赤浜才三	納税組合
上手綱滝の脇	納税組合
下手綱上町	納税組合

去る四月二十日に行われ
た高萩市農業委員会委員の定
選挙は選挙なすべき委員の定
数を超えなかつたので立候補
者はすべて無投票当選となつ
た。又、選任委員は定員六
名、農業界協同組合推薦二
名、農業者共済組合推薦一
名、及び市議会推薦三名で
四月二十八日付市長が選任
した、当選者及び選任され

今般図らずも今川前教育

います。何卒、皆様の厚い

3、同一人が長時間散布し



市庁舎も日一日と完成しております

本年四年一日を期して全国一齊に旧法戸籍の改正が行われておりますが、旧法戸籍とは夫婦親子、叔父、めい等二組以上の夫婦及びその他の親族から成る後記事例のような大家族を一丸とする戸籍のことで、この戸籍を二組の夫婦とその子までの範囲に止める新法の戸籍に編製替へ分解して書きかえる。することになったのでありますが、その戸籍は各市町村とも備付戸籍総数の六割ないし七割といふほどの大数になり、かつ改製事業は複雑困難であることとを考慮して三ヶ年以内に完了すればよいことになりましたので、この間市民の皆様から御理解と御協力を願わなければなりません。特に次の点について御協力を頂きたいのであります。

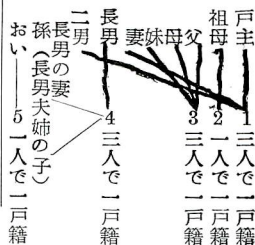
一、改製が実施される四月からの戸籍の届出はなるべく本籍地に届出るよう御協力を願います。

(ただし出生は出生地で死亡は死亡地で届出なければなりません)。戸籍の届出は本籍地住所何れに届出してよいのですから、本籍が日立市で住所が高萩市の方は日立、高萩何れの市役所に届出てもよいことになっておりますが、改製実施後右の方が高萩市役所へ届出ると一時的に二重戸籍ができる恐れがあり、事務

改正される戸籍 ぜひ御協力を！

的に繁雑無駄な手続をしては正しなればならぬことも生じます。

旧法戸籍、この戸籍は次のように在籍者十一人が一つの戸籍に書いてありますが分解すると下段のように五つの戸籍になります。



馴れようメートル法

昭和三十四年一月一日から商取引は、すべてメートル法一本に切替えられますが、供給者需用者とも一日でこれを切替えるいうことはできないこととす。

だから期限には切替えが順調に行われるように、デパートの売場や製造工場等では、すでにメートル法によつて、標示されております。

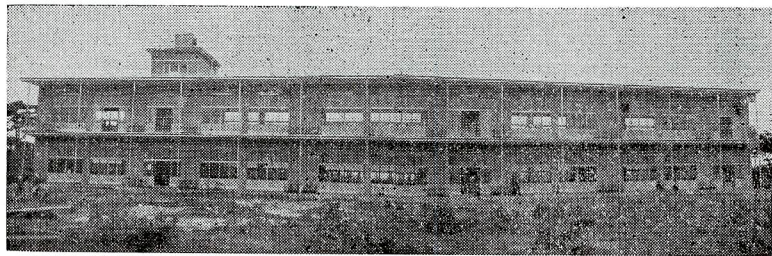
米の配給などが前々から貫だとか斗升などという計量は使われなかつたから、我々もキログラムで用量の目測がつくように、長さ広さ、容積などへもなれておかねば困ります。

次に、その換算表をかがげましたから早く馴れておきたいものです。

m	間	尺	ft(フィート)	rd(ヤード)
1.	0.55	3.3	3.28084	1.09361
1.81818	1.	6.0	5.96516	1.98338
0.30303	0.16667	1.	0.99419	0.33140
0.3048	0.16764	1.00584	1.	0.33333
0.9144	0.50292	3.01752	3.0	1.
Km(キロメートル)	里	mile(マイル)	cm(センチ)	in(インチ)
1.	0.2546	0.6214	1.	0.394
3.9273	1.	2.4403	3.030	1.
1.6093	0.4098	1.	2.54	0.833
m ² (平方メートル)	坪	尺 ²	ft ²	
1.	0.3025	10.89	10.7639	
3.30579	1.	36.0	35.5832	
0.09183	0.02778	1.	0.9884	
0.09290	0.02810	1.0117	1.	
km ² (平方キロメートル)	町歩	里 ²	mile ²	
1.	100.833	0.06484	0.38610	
0.00992	1.	0.00064	0.00383	
15.42347	1555.2	1.	5.95504	
2.58999	261.157	0.16793	1.	
m ³ (立方メートル)	立坪	尺 ³	ft ³	
1.	0.166375	35.937	35.31466	
6.01052	1.	216.0	212.25946	
0.02783	0.00463	1.	0.98268	
0.02832	0.00471	1.01762	1.	
l(リットル)	升	米ガロン	kg	lb(ポンド)
1.	0.554	0.2642	1.	0.2667
1.804	1.	0.4765	3.75	8.2673
3.785	2.099	1.	0.4536	0.1210
尺	m	合	l(リットル)	
3.3	1	3.0303	5.544	1.8039
6.6	2	6.0606	11.087	3.6077
9.9	3	9.0909	16.631	5.4116
13.2	4	1.21212	22.175	7.2154
16.5	5	1.51515	27.718	9.0193
19.8	6	1.81818	33.262	1.08231
23.1	7	2.12121	38.806	1.26270
26.4	8	2.42424	44.349	1.44309
29.7	9	2.72727	49.893	1.62347
匁(貫)	g(kg)	使い方		
2.6667	1	3.75		
5.3333	2	7.50		
8.0000	3	11.25		
1.06667	4	15.00		
1.33333	5	18.75		
1.60000	6	22.50		
1.86667	7	26.25		
2.13333	8	30.00		
2.40000	9	33.75		
			答	163.125kg

完納市
滞納市
高小六年 塚原伴子
市の納は
高小一年 片岡紀子

納税昂揚運動の一環として小中学校児童生徒から募集した優秀作品



立派に出来あがつた東小学校

地方税法一部改正

自転車荷車税等四月五日から廃止

昭和三十三年法律才五十四号をもつて地方税法の一部を改正する法律が四月五日公布施行されました。
今回の改正の主眼は一般大衆に対する零細課税を排除する趣旨により自転車荷車税が廃止され新たに軽自動車税が創設されたことと、木材取引税については徴収合理化の徹底を期する趣旨から税率の引下げが行われたのであります。その他については事務手続の改正がなされた程度であります。改正の主な点について御説明申し上げます。

一、市民税について
貯蓄増強に資

するため昭和三十四年分及び昭和三十五年分の所得税について貯蓄控除制度が設けられ各年の所得税額からその年中の貯蓄額の三パーセント（六千円を限度）を控除することになつてゐるが市民税所得割の課税標準となる所得税額は控除する前の所得税額をとるものとされた。

二、固定資産税について

自転車荷車税の廃止により事業用の自転車荷車は償却資産として昭和三十四年度から固定資産税の課税客体に入ることになった。

三、自転車荷車税について

自転車荷車税は昭和三十三年度から廃止されましたが原動機付自転車は軽自動車税として残ることになった。

四、軽自動車税について
1、軽自動車税は今まで、の自転車荷車税として課税されていた原動機付自転車と今まで

果税であつた自動車税のうち軽自動車及び二輪の小型自動車を課税客体として課することになつたものであります。これはそれぞれ道路運送車両法にいう原動機付自転車軽自動車及び二輪の小型自動車をいうものであります。

2、軽自動車税の税率は軽自動車等の種別により区分を設け課されるものであるが地方税法才四百四十四条に定められてある標準税率は左のとおりでありますので近く市議会にて決定されるものと思われます。

イ、原動機付自転車

五〇cc以下のもの

年額 五百円

九〇cc以下のもの

年額 八百円

一二五cc以下のもの

年額 千円

ロ、軽自動車年額千五百円

但し農耕作業用のもの

年額 千円

ハ、二輪の小型自動車

年額二千五百円

3、軽自動車税の賦課期日は四月一日現在の所有者に賦課するもので納期は四月十日より三十日となつております。しかし本年度に

限り税法の改正の遅れた関係から七月に徴収する予定であります。

4、軽自動車等を所有した者は規定に従ひ十五日以内に軽自動車二輪の小型自動車に於ては陸運事務所へ原動機付自転車に於ては直接市長に申告書を提出することになつております。

又申告事項に変更があつた場合並びに所有しなくなつた場合には前者は十五日以内に後者は三十日以内に申告しなければならぬことになつております。

なほ月割課税の方法がとられますので申告は必ず期限内に致しませんと還付手続

等も遅くなりますから注意して下さい。

5、軽自動車等を所有した者が申告書を提出されずと原動機付自転車に於ては市より軽自動車二輪の小型自動車に於ては陸運事務所よりそれぞれ標識が交付されますから車体の見易い場所に取付けることになつております。

三、木材引取税について
木材引取税については税率が百分の二に引下げられては其の課税標準額が未だ自治庁より示されておられませんので後日決定されることになつております。

脂肪——ビタミン類を

農繁期の食生活

猫の手も借りたいせわしい農繁期。この時期はすべの労働が集約的に、短い期間にきまつたたさんの作業をしなければならぬので野良仕事に家族中が動員されます。家事もある主婦には労働過重でたいへんです。

最近の農繁期の栄養摂取状況は向上したといわれていますが、まだ農繁期後の障害があるところを見ると栄養が充分であつたとは考えられません。

農繁期の熱量も主食だけにたよるだけ脂肪を加えてできるだけ「食物」のカサを少くし、質的に食物をくふ

家族の栄養をたかめることが必要になつてきます。たとえばぶりかけ、魚のなんばん漬、すりごま、きなこ餅香漬（人参、こんぶ、するめ、大豆）、煮干、カレー煮等をとりにいれ家族の好みにあわせて各自がとりわけて食べるようにすれば、個人の栄養調整もできましようし農繁期栄養補給に役立つことではなう。

お知らせ

農繁期の日備賃金を各農業者団体会合の上次の通り申合せたのでお知らせ致します。

○田植前後の作業及畑仕事

（一食付）

男二八〇円

女二五〇円

○田植（一食持）

男女共 三〇〇円

○水田耕起

反当七〇〇円

全代かき（砕土、荒代かき、植代かき）

反当一、〇〇〇円

メ モ

○正しい断横の歩行
歩行者の交通事故による被害は、そのほとんどが車の直前直后を横断したり、斜めに横断したりして起きている。道路を横断するときは横断歩道のないところでは安全な場所と自動車の流れの切れ目を選んで右と左をよく確認してから横断しましょう。

納税貯蓄組合に奨励金

昭和三十二年度下半期分納税貯蓄組合の奨励金がこの程決定交付されました。組合数は一〇七組合、組合員数は一、八七一人、奨励金交付額は三〇二、一九〇円であります。組合の取扱った件数は四、四四七件、取扱金額は市民税五六〇、二二六円、固定資産税都市計画税四、〇四二、七四〇円合計四、六〇二、九六六円であります。各組合に交付した奨励金は次のとおりであります。

組 合 名	交付金額	組 合 名	交付金額
栄北仲本昭郎共肥伸南	1,290	岡中内行町尾田上下	3,670
町一、通便	5,970	の 子	2,300
町一、通便	8,200	町一、通便	1,890
町一、通便	3,860	町一、通便	1,150
町一、通便	870	町一、通便	2,700
町一、通便	9,370	町一、通便	1,880
町一、通便	1,680	町一、通便	2,940
町一、通便	1,190	町一、通便	2,790
町一、通便	8,940	町一、通便	3,440
町一、通便	3,590	町一、通便	1,820
町一、通便	4,500	町一、通便	3,210
町一、通便	3,410	町一、通便	3,220
町一、通便	5,630	町一、通便	3,300
町一、通便	2,910	町一、通便	960
町一、通便	1,050	町一、通便	1,710
町一、通便	1,950	町一、通便	2,610
町一、通便	3,830	町一、通便	3,580
町一、通便	1,280	町一、通便	2,800
町一、通便	1,270	町一、通便	3,530
町一、通便	1,940	町一、通便	2,710
町一、通便	1,450	町一、通便	4,710
町一、通便	2,180	町一、通便	2,390
町一、通便	3,780	町一、通便	3,960
町一、通便	2,770	町一、通便	3,130
町一、通便	1,240	町一、通便	5,140
町一、通便	5,190	町一、通便	1,820
町一、通便	3,320	町一、通便	1,980
町一、通便	1,810	町一、通便	3,630
町一、通便	1,460	町一、通便	1,240
町一、通便	2,080	町一、通便	1,080
町一、通便	3,890	町一、通便	2,940
町一、通便	1,550	町一、通便	2,450
町一、通便	7,390	町一、通便	2,080
町一、通便	2,860	町一、通便	2,750
町一、通便	2,250	町一、通便	940
町一、通便	8,080	町一、通便	1,200
町一、通便	2,480	町一、通便	2,490
町一、通便	1,940	町一、通便	1,370
町一、通便	1,330	町一、通便	1,470
町一、通便	7,070	町一、通便	1,760
町一、通便	2,830	町一、通便	620
町一、通便	1,560	町一、通便	2,490
町一、通便	3,150	町一、通便	1,070
町一、通便	1,200	町一、通便	3,220
町一、通便	1,200	町一、通便	2,980
町一、通便	1,720	町一、通便	2,900
町一、通便	720	町一、通便	2,260
町一、通便	1,830	町一、通便	2,960
町一、通便	2,770	町一、通便	2,850
町一、通便	2,230	町一、通便	2,920
町一、通便	3,190	町一、通便	3,800
町一、通便	4,680	町一、通便	3,090
町一、通便	2,520	町一、通便	1,180
町一、通便	2,680		

農繁期ねらう

押売と空巢ねらい

すぐ近くの警察へ！

昨年五月から茨城県押売防
止条例ができて実施されて
から押売りもほとんど影を
ひそめたが農繁期に入ると
またまた頭をもたげてくる
ので県下の警察署で徹底的
に取締ることになっており
ます。

① 買うことをこわられた
にもかゝらず退去しな
い場合
② 承諾がないのに玄関など
で売る品物を並べたり、
すわりこんだ場合
③ 買うことをこわられた
とき害を加えるような気
勢を示し、住居、器物な
どにいたずらした場合
④ 買うことをこわつたも
のに乱暴な言動で迷惑を
かけた場合
⑤ 買うことをこわつたも
のに困らせたりした場合
などに違反することにな
るので押売の被害があつ
たらすぐ届出ることです
各家庭では、

六月のこよみ

- 一日 あゆの解禁
電波の日、気象記
念日、写真の日、
計量週間（七日ま
で）
- 四日 歯の衛生強調運動
（一〇日まで）
- 七日 計量記念日
（一日）
- 一日 時の記念日
入 梅
- 二五日 救いの日
日 国連憲章調印記念
- 二六日 日 国連憲章調印記念

- ① 押売りをみたら外で応対
玄関内に入れたり、品物
をばどかせたりしないこ
と。
- ② 婦女子一人だけでも弱味
を見せず要領よく断るこ
と。
- ③ 絶対に泣き入りしないこ
と。
- ④ 押売りをみたら急いで警
察に連絡することです。
- 大麦の刈取り
- 苗代の病害防除
- 田植
- ばれいしよの収穫
- 玉ねぎの収穫貯蔵
- 小麦の刈取り
- 小麦の除草、追肥ボ
ル
- 苗畑の除草、追肥ボ
ル
- 桐の芽かき、原接木の
手入れ
- 桑園の夏肥施用と害虫
駆除